

敷地内の全面禁煙について

健康増進法第 25 条の定めにより、病院や学校等の多数の者が利用する施設を管理する者は、受動喫煙を防止する必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされています。

当院では、これまで喫煙所を設置して分煙化に努めてまいりましたが、「地域がん診療連携拠点病院」として禁煙の啓発に取組み、皆様の健康を維持・増進するという病院の社会的使命から、病院敷地内全面禁煙とさせていただきます。

建物内、駐車場など屋内外を問わず全敷地内での禁煙にご理解とご協力をお願いいたします。

実施日：平成**30**年**4**月**1**日より

禁煙場所：病院建物内、駐車場、歩道など病院敷地内全体

- ※ 職員、病院関係者はもとより、患者様、ご家族、お見舞いの方全ての来院者に全面禁煙していただくことになります。
- ※ 防火管理上、トイレや人目につかないところでの喫煙は、大変危険ですので、ご遠慮ください。

参考：健康増進法（抜粋）

（受動喫煙の防止）

第 25 条 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。